

仕 様 書

1 業務名

東浦町歴史紹介デジタルコンテンツ制作業務

2 業務目的

東浦町は、縄文時代から残る「入海貝塚」に始まり、戦国時代に織田信長が初めて鉄砲を使用した実戦の跡地「村木砦跡」、徳川家康の生母・於大の方が生まれ育った城の跡地「緒川城址」等、多くの歴史文化資源が受け継がれている地域である。

本業務は、町内の歴史スポット紹介を中心としたデジタルコンテンツを構築するもので、令和 10 年 3 月に再整備される歴史散策路「於大のみち」内の施設と組み合わせたデジタル体験を中心に、訪れた人が地域の歴史や文化を楽しく学べるものとする。

また、単なる WEB サイト構築ではなく、各資源の歴史的背景や魅力にストーリー性を持たせて発信することで、町民の郷土に対する理解促進及び愛着形成を図るとともに、来訪者の周遊促進及び認知度向上につなげることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 24 日（金）まで

※期間内に構築、動作確認等を完了し、一般公開を行うこと。

4 業務内容

受注者は、本業務の目的を達成するため、東浦町の歴史文化資源等の魅力を効果的に発信し、町民及び来訪者が利用しやすいコンテンツを構築すること。

なお、具体的な内容は次のとおりとする。

(1) 構築

東浦町に現存する歴史文化資源等について、デジタル技術を活用して整理・可視化し、町民及び来訪者がその価値や魅力を分かりやすく知ることのできるものとする。

ア 掲載内容

(ア) コンセプト

「めぐる・学ぶ・楽しむ」

めぐる：於大のみち及び周辺の歴史スポットを実際に歩いて周遊

学ぶ：於大の方・緒川城址・村木砦の戦い・入海貝塚等を映像やアニメーション等で分かりやすく紹介

楽しむ：歴史に詳しくない人も楽しめる

(イ) 内容

【共通事項】

文字だけでなく、写真、イラスト、音声解説、アニメーション、AR、年表、地図等を組み合わせて表現し、子どもや歴史に詳しくない来訪者にも理解しやすい構成とする。

また、自宅でも見られるようなコンテンツを含むこと。

① 於大の方物語～於大の方生誕の地（於大のみち内「生い立ち広場」や「於大の方紹介」看板等とリンク）

・ 緒川城址

現存する緒川城の絵図や現在の航空写真等を組み合わせて、緒川城の規模を再現する

・ 於大の方の生い立ち

於大の方生誕から岡崎に嫁ぐまでの物語

② 於大の方物語～於大の方と息子家康の再会（於大のみち内「再会広場」看板とリンク）

・ 家康の生誕から家康との別れ、そして家康との再会の場面を再現

③ 東浦の歴史紹介～村木砦の戦い

・ 現存する資料から分かる当時の砦の様子を現在の航空写真等と組み合わせて、当時の衣ヶ浦が入り込んだ立地等を紹介

・ 当時の衣浦湾周辺勢力図、戦いの状況を表現した布陣図、鉄砲を用いた戦況等を紹介

（ウ）写真等

掲載する写真等については、町が所有する既存写真を活用するほか、不足する場合は受注者が撮影すること。

イ 周遊機能

マップ整備にとどまらず、於大のみち周辺の施設や歴史スポット等をつなぐ、歩いてめぐる歩行者ネットワークのルートを考慮する。具体的には、次のような内容を想定する。

（ア）来訪者が複数の歴史スポットを巡りたくなる仕掛け

例：デジタルスタンプラリー（記念画像、デジタル証明書、限定コンテンツ等の特典）

（イ）歴史スポット間の移動導線、所要時間、周辺施設への誘導

ウ 利用促進

本コンテンツを継続的に活用し、町の周遊促進及び情報発信の充実を図るため、将来的な機能拡張について提案すること。提案にあたっては、次のような事項を想定する。

継続的な利用促進を図るため、次のような内容を想定する。

（ア）テーマ性のあるキャンペーンやイベントとの連携機能

（イ）将来的な機能拡張や新たな地域活性化施策への柔軟な対応

（ウ）東浦町公式サイト、観光情報、郷土資料館情報等への導線設計

(エ) 多言語対応

(オ) ユニバーサルデザイン・ユニバーサルカラーの積極的な採用

(カ) その他、東浦町の魅力発信につながる機能

なお、提案は、導入時期、必要となる経費、運用方法等も含め、将来的な展開を見据えたものとする。

(2) 運用

ア 体制

公開後のコンテンツについて、掲載内容の修正、写真等の差替え、掲載スポットの追加等が必要となった場合に、迅速かつ円滑に対応できる管理・運用体制であること。

また、継続的な情報発信を行うため、公開後の管理方法及び更新対応の流れについて提案すること。

イ アクセス解析

事業効果の検証や情報発信の方針検討につなげるため、アクセス状況を確認できる機能等、コンテンツの利用状況を把握できるシステムを導入すること。

なお、解析内容や確認方法については、継続的な運用が可能なものを提案すること。

ウ 保守

公開から令和 11 年 3 月 31 日までの保守を本業務に含めるものとする。内容については、次の事項を想定する。

(ア) システムの安定的な運用に必要な対応

(イ) 障害発生時の対応

(ウ) 掲載内容等の軽微な修正対応

(エ) サーバー、ドメイン、SSL 等の維持管理。なお、サーバーの調達及びその管理運用を含め、必要な環境はすべて受注者の責任において用意すること。

(オ) その他デジタルガイドの適正な運用に必要な対応

また、保守期間終了後も継続的な運用が可能となるよう、令和 11 年度以降に必要なとなる 5 年間分の年度別の保守管理費、サーバー利用料等の維持管理経費について提案すること。

(3) システム要件

利用者が快適に利用できるよう、次の事項に対応すること。

(ア) スマートフォン、タブレット及びパソコン等の各種端末で閲覧できること。

(イ) 利用端末に応じて適切に表示されるレスポンスデザインに対応すること。

(ウ) 主要な WEB ブラウザで正常に閲覧できること。

(エ) スマートフォン対応の WEB アプリケーションとして構築し、アプリのインストールを不要とすること。ただし、コンテンツの容量等により、ブラウザでの閲覧が適さない場合は、アプリの構築も提案可能とする。

(オ) SSL 化、不正アクセス防止等必要な情報セキュリティ対策を講じること。

5 成果品

次の成果品を、電子データにより納品すること。

- (1) デジタルコンテンツ一式
- (2) コンテンツの二次元コード
- (3) デザインデータ
- (4) 写真データ
- (5) イラスト等制作データ
- (6) 操作マニュアル
- (7) サイト構成図
- (8) アクセス解析設定資料
- (9) その他町が必要と認める資料

6 著作権等

本業務により作成した成果品の著作権及び使用权は、町に帰属するものとする。

ただし、受注者が従前から保有するシステム、プログラム、デザイン素材等については、この限りではなく、町と受注者が協議の上、取扱いを決定するものとする。

また、受注者は、第三者が権利を有する写真、画像、文章等を使用する場合や、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、必要な手続きを行うこと。

受注者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受注者の責任において処理するものとする。

7 打合せ及び協議

受注者は、町と十分な協議及び連携を図りながら業務を遂行するものとし、打合せ時期は次を基本とする。

- (1) 着手時
- (2) 構成検討時
- (3) 制作途中段階
- (4) 公開前確認
- (5) 成果取りまとめ時

その他必要に応じ、本業務の遂行に必要な追加協議及び資料作成を行うものとする。

8 秘密保持

受注者は、本業務に関連して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 留意事項

- (1) 提案内容については、次の項目を特に重視する。

ア 町民及び来訪者が利用したくなる魅力的で分かりやすいコンテンツ構成であること

イ 東浦町の歴史文化資源等の魅力を分かりやすく発信するための企画力

(2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、町と受注者が協議の上、決定する。